

令和6年度
モータースポーツ振興実証イベント
総合プロデュース業務

業務委託仕様書

令和6年6月
うるま市 企画部 プロジェクト推進1課

(案)

第1章 総 則

(業務名)

第1条 令和6年度モータースポーツ振興実証イベント総合プロデュース業務

(業務履行期間)

第2条 契約締結日 から 令和7年3月14日まで

(業務目的)

第3条 うるま市（以下「本市」という。）では、モータースポーツ振興による滞在型観光の推進や地域活性化を図ることを目的に、令和4年度には可能性調査を実施し、モータースポーツ推進の基本理念として「地域資源を活用したモータースポーツ・ツーリズムの展開」を掲げている。その基本理念のもと昨年度には、伊計島温泉AJリゾートアイラインド伊計島のサーキットコース場を活用し、モータースポーツの普及、理解促進及び実証イベント実施による効果・検証を行うこととし、第1回目となる「うるま市長杯2&4レースin伊計島」を開催した。今年度は引き続き、モータースポーツによる地域活性化に向けた実証イベントを実施し、次年度以降における民間自走化に向けた取組み・検証を行う。

本業務は、モータースポーツの魅力を広く発信するとともに、観光振興・産業振興などの経済的効果や、青少年の健全育成・交通安全の普及啓発などの社会的効果に繋がることを目的に、県内モータースポーツ関係団体をはじめ関係機関、関係企業等が連携し、様々なモータースポーツに関するコンテンツを盛り込んだイベントの実施に向け、各関係者が実施する各コンテンツの総合プロデュース業務を行い、イベントの総合企画・運営を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第4条 本仕様書は、本市が発注する令和6年度モータースポーツ振興実証イベント総合プロデュース業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(疑義)

第5条 受注者は、本仕様書に疑義を生じた場合、あらかじめ契約前に明確にしておくものとするが、契約後に疑義が生じた場合は、本市と協議してその指示に従わなければならない。

(業務計画)

第6条 受注者は、あらかじめ業務に必要な業務計画を立て、本市と協議しなければならない。

(案)

(成果品の検査)

第7条 受注者は、本仕様書に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

(一般事項)

- 第8条 (1) 受注者は、関係法令を遵守し誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 受注した業務を他に再委託する場合は、事前に協議の上承認を得ること。
- (3) 受注者は、本業務により知り得た事項については、秘密を厳守し、他に漏らしてはならない。
- (4) 本業務中に、地域住民や権利者から業務に関して異議があった場合、速やかに本市と協議すること。
- (5) 受注者は、本業務の実施にあたり十分な知識と経験を有する主任担当者を配置し、進捗状況を適宜報告のうえ調整を図ること。また、業務に応じて複数の担当者を配置することとする。
- (6) 受注者は、業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出しなければならない。
ア 着手届 イ 工程表 ウ 主任担当者等届 エ 業務担当職員表
オ 経歴書 カ 完了届 キ 業務成果物引渡書 ク その他協議により指示のあった書類
- (7) 受注者は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその関係者に対して、常に密な連携を取るとともに十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (8) 受注者は、契約遂行に必要な関係資料の貸与を本市に申し出ることができる。
- (9) 本業務にて使用した資料や写真等の著作権については、すべて本市に帰属するものとする。なお、本業務に使用する写真等については特に留意し、必要に応じ受注者自ら、その版権者（著作権者）に承諾を得るものとする。
- (10) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は本市と協議すること。
- (11) その他、令和6年度モータースポーツ振興実証イベント総合プロデュース業務公募型プロポーザル方式実施要領を遵守すること。

第2章 業務内容

(対象区域)

第9条 本業務の対象区域は、うるま市内とする。

(業務内容)

第10条 令和6年度モータースポーツ振興実証イベント「(仮)第2回うるま市長杯 2&4 レース in 伊計島」の総合プロデュース業務として、以下の内容の業務を行う。

- 開催日：令和7年1月18日～令和7年1月19日（2日間開催予定）
- 場所：伊計島温泉 AJ リゾートアイランド伊計島内サーキット
- 競技：レーシングカート・ミニバイク・ラリー（予定）

※詳細は受託者決定後に協議し決定する。

【業務詳細】

(1) イベントの総合企画（総合プロデュース業務）

イベントでは、地域をはじめ県内の各モータースポーツ関係者や関連事業者、市関連部署等との連携を図り、本市の地域資源を活用したモータースポーツ振興に資する様々なコンテンツを実施する予定であり、これらの各コンテンツについて、本市及び関係者と綿密な打ち合わせ等を行い、イベント全体の企画を実施する。

① 県内モータースポーツ競技団体によるデモンストレーション

来場者に対し、モータースポーツの魅力を伝え、モータースポーツへの理解を高めてもらうことを目的に、デモンストレーションを実施する。

※（参考）実施予定の競技は以下のとおりである。

■ ミニバイク



■ レーシングカート



■ ラリー



② 体験コンテンツ

モータースポーツを通してモータースポーツの魅力を発信するため、同乗体験や交通安全への意識を高めるための大人及びこども向け体験コンテンツを実施する。

－例－

■ 交通安全機能体験



■ こども免許証（J A F）



■ 衝突体験（J A F）



③ 付帯コンテンツ

来訪者への食の提供や地域の特産品及び観光 PR、モータースポーツ関連のグッズ販売等のコーナーを設ける。

■ キッチンカー



■ 物販コーナー



■ 地域物産コーナー



④ ステージコンテンツ（開会セレモニー、トークショーなど）

⑤ 参加者と地域との交流会の実施

⑥ その他本イベントの目的に合致する各種コンテンツ

(2) イベントの事前告知業務

イベント当日の集客効果を高めるための、各種媒体、方法による事前告知を行う。

- チラシ ● ポスター ● ネット媒体 ● 告知横断幕の制作 等

※イベントの実施にあたっては、周辺住民への配慮について対策を講ずるものとする。

(3) イベント当日におけるパンフレット（フライヤー）の製作、配布

イベント当日、来場者に対してイベント内容をはじめイベント目的、会場案内などを盛り込んだ、パンフレットを製作、配布する。

(4) 会場内の安全対策及び来場者の安全確保

イベントの実施にあたっては、安全を第一に考え、競技会場内の安全対策をはじめ、会場内の安全対策を徹底し、競技者及び来場者への安全を万全に確保する。

(5) 会場内サインの製作及び適正配置

イベント会場は、伊計島温泉 AJ リゾートアイランド伊計島内を活用し、様々なコンテンツを実施するため、来場者に対し分かりやすいサインを製作し、適切に会場内に配置する。

(6) 効果の測定

① 来場者アンケートの実施

本イベント実施の効果を定性的に把握するため、来場者アンケートを実施する。アンケート調査実施にあたっては、より多くの回答が得られるよう努めるものとする。

※アンケート調査項目や回収サンプル数などについては、別途市と協議のうえ決定するものとする。

② 来場者数の把握

本業務の定量的な効果測定としてイベント来場者数の把握を行う。

(7) 交通誘導計画（シャトルバスの運行）

イベント会場内には、来場者駐車場に限りがあるため、市内公共施設等を臨時駐車場として、シャトルバスの運行を行う。来場者が気軽に会場へアクセスできるよう、シャトルバスの運行計画を策定することとする。

来場者への駐車場対策については、シャトルバスによる輸送を基本とするが、公共交通機関の利用も促すなど「(2)イベントの事前告知業務」において、確実に周知を行い、イベント当日の車の乗り入れ等による周辺道路の渋滞や違法駐車を招かないよう対策を講じるものとする。

(8) 会場レイアウト及び導線計画

イベントの集客効果をより高めるためには、会場内の各種コンテンツの適正配置をはじめ、来場者の導線確保など、会場全体のレイアウトが重要となる。各コンテンツの適正配置など、会場全体のレイアウト及び導線計画を作成する。

※本業務のレイアウトは、総合プロデュースを行う中で、最終的なレイアウトを市や関係団体との協議のうえ決定する。

(9) イベント当日における業務マニュアルの作成

イベント当日は、スタッフの業務割り振りを行うとともに、イベントがスムーズに進行するよう、各業務におけるマニュアルを作成するものとする。

※職員の動員人数及び業務等については、イベント企画内容に応じて本市と協議のうえ決定する。

(案)

(10) 次年度以降における民間自走に向けた方向性の整理

昨年度に実施した実証イベント及び本イベント並びにフォローアップ業務の内容を踏まえ、民間自走化に向けた自主財源等の確保に向けた方法を検討し、整理すること。

(11) 打合せ及び協議

本業務を円滑に進めるため、必要に応じて適宜打合せ・協議を行う。

また、その内容について議事録を作成し、市の確認を受けること。

(12) 市との調整

① 資料提供の協力

本業務は、沖縄振興特別推進交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するため、必要に応じて資料の作成及び提出を求める場合がある。

② イベント期間中に想定される事態に対応する体制をとること。

③ その他、本業務の実施に際し、市の要請に速やかに応じること。

(13) 業務実施報告書の作成

本委託業務の成果物として、以下を作成し、業務完了報告とともに提出するものとする。

① 業務実施報告書 1部

② 報告書の電子データ (CD-R) 一式

③ その他必要な資料 一式

(支給材料及び貸与物件)

第11条 支給材料及び貸与物件は次のとおりとする。

- ・うるま市モータースポーツ振興可能性調査業務報告書（令和5年3月策定）
- ・モータースポーツ振興可能性調査フォローアップ業務（令和6年3月策定）

(留意事項)

第12条 ① 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の請負契約の仕様書とは異なる場合がある。

② 企画提案書の内容を業務計画書及び見積書に反映すること。